

## 栄養関係団体運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、別記の栄養関係団体（以下「団体」という。）の活動を促進し、衛生行政の促進を図るため、団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 前条の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱による。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、団体の運営事業に要する経費とする。

2 前項の補助額は、知事が別に定める額とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

3 この補助金の支払方法は、概算払とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎会計年度ごとに定め、通知するものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項の各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 団体の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は補助事業年度末のいずれか早い期日までに、関係書類を添えて1部、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(財産処分の制限期間)

第10条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後5年とする。

(書類の整備等)

第11条 団体の長は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別記

栄 養 関 係 団 体 の 名 称

公益社団法人埼玉県栄養士会

一般社団法人埼玉県調理師会

埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会

様式第1号

年度栄養関係団体運営費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

(宛先)

埼玉県知事

住 所

団 体 名

代表者名

(担当者名 )

(連絡先 )

下記により、年度栄養関係団体運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容  
別紙事業計画書のとおり
- 3 補助事業の期間  
年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 補助事業に要する経費の配分に関する事項  
別紙事業計画書のとおり

別 紙

事 業 計 画 書

1 事業計画の概要

実施期日	事業の概要	備考

2 収支予算

(1) 収 入

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増 △ 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増 △ 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第2号

年度栄養関係団体運営費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 様

埼玉県知事

年 月 日付け第 号で申請の 年度栄養関係団体運営費補助金  
については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、運営費補助とし、申請書記載の事業とする。
- (2) 申請書記載の事業の中止、変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

年度栄養関係団体運営費補助事業実績報告書

第 号  
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
団 体 名  
代表者名  
(担当者名 )  
(連絡先 )

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、 年度栄養  
関係団体運営費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規  
定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間  
年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 補助事業の成果  
別紙事業実績報告書のとおり
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項  
別紙決算書（決算見込書）抄本のとおり

様式第4号

年度栄養関係団体運営費補助金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

団体名  
代表者名 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度栄養関係団体  
運営費補助金については、 年 月 日付け第 号の栄養関係団体運営費  
補助事業実績報告書に基づき、交付すべき補助金の額を金 円に確定したので通知  
する。